

今後のスケジュール【工程表】 (会長案)

- ① 本協議会は、平成 29 年 6 月の設置以降、1 年 8 か月にわたって協議協定書案作成のための材料も出揃い、2 月には、とりまとめに向けて委員間協議を開始
- ② あとは委員間協議で、協定書記載事項等を決定していくことのみ
- ③ 知事・市長の任期や公約、法定協での議論の進捗状況、効率的な実施を考えれば、11 月の知事・市長 W 選に合わせ、協定書を作成し議会の議論を経て、住民投票をすることが適当

平成 31 年（統一地方選挙、即位の礼、府市両議会等の日程を考慮）

■新委員の選任

★府・市の 5 月定例会の開会后速やかに委員選任

■法定協議会の再開

※週一回ペースで予定しているが、必要な場合、集中審議を実施

★5 月 27 日（月）**法定協議会 再開 1 回目** ※3 月到達点からスタート

～31 日（金）

- ・到達点の確認（区割り（4 区 B 案）の決定）
- ・委員間協議

【事務分担、税源配分・財政調整】

★6 月 3 日（月）

法定協議会 再開 2 回目

～7 日（金）

- ・方向性の確認

【事務分担、税源配分・財政調整】

【区の名称・区域等、議員定数（2.22 協議）】

- ・委員間協議

【組織体制、財産・債務、設置の日等】

★6 月 10 日（月）

法定協議会 再開 3 回目

～14 日（金）

- ・方向性の確認

【組織体制、財産・債務、設置の日等】

- ・委員間協議

【協定書（案）】

■法定協議会として協定書のとりまとめ、国への正式協議スタート(大都市法第 5 条第 2・4 項)

★6 月 17 日（月）

法定協議会 再開 4 回目

～21 日（金）

- ・国事前協議結果の報告

- ・協定書（案）のとりまとめ

■協定書の決定 (大都市法第 5 条第 6 項)

★8 月 20 日頃

法定協議会 再開 5 回目

- ・国協議結果の報告
- ・協定書の決定

→知事・市長に送付

■協定書の府市両議会での審議 (大都市法第 6 条第 1・2 項)

★8 月下旬

OR 9 月初

議会提案 <臨時会 or 定例会前倒し>

↓ 議会審議

★9 月 20 日頃

議会承認

↓ 知事・市長から法定協議会に議会審議結果通知

■大阪市選挙管理委員会への通知 (大都市法第 6 条第 3 項)

★9 月 25 日（水）

法定協議会 再開 6 回目

- ・法定協議会から大阪市選管に通知を受けた日（基準日）の通知

大阪市選管が住民投票の期日決定

■住民投票 (大都市法第 7 条)

★11 月 24 日（日）

住民投票

（知事・市長 W 選と同日）

↑ 国事前協議

↑ (60 日程度) 国協議

↑ 基準日から 60 日